

## 大崎広域水道における濁度上昇事案を踏まえた 再発防止対策の確認結果について

### 1 事故の概要

令和5年4月8日に、麓山<sup>ふもとやま</sup>浄水場の中央監視装置において、運営権者が涌谷受水点への送水流量の調整を行う際に、誤った操作により、送水流量の急激な変化が生じたため、送水管内に付着する濁質が水道用水に遊離し、水質基準の一つである濁度が法定基準より厳しく定めた県の独自基準を超過する事案が発生しました。

水道法に定める水道水質基準は遵守しており、健康上の問題はありません。また、この事案に伴う断水は発生していません。

### 2 運営権者の改善計画における再発防止対策の確認結果

県は、運営権者が実施した以下の再発防止対策について、関係書類及び現地立会いにより確認しました。

#### (1) 正しい指差呼称方法の周知と定着

今回の事故の主な原因である、「ヒューマンエラー」の抑止に向けて、正しい指差呼称を日常操作として浸透させるために、各従事者に対して指差呼称の必要性や効果について周知し、実施確認を徹底の上、教育資料及び手順見本を共有するとともに、麓山浄水場を含む他の全事業に展開したことを確認しました。

#### (2) 中央監視装置における指差呼称方法の文書化と掲示物等の設置

中央管理室には、新たに指差呼称要領を文書化し、指差呼称に関する掲示物を備え付けていることを確認しました。

#### (3) 今後更新される中央監視装置における誤操作防止対策の検討

今回の事故を踏まえ、操作時のメッセージの表示差別化を図るなど、中央監視装置の更新に併せて誤操作防止対策を実施することとしており、今後のモニタリングにおいて、対策の実施状況を確認します。

### 3 今後の予定

継続的な取り組みとして、運営権者は、流量調節弁が一定以上開くことがないよう、流量調節弁の開度設定に関する関係市町村との意見交換の実施や指差呼称の強化月間の設定、読み合わせの実施など、従業員教育等に取り組むとともに、全事業へ展開することとしており、県では、今後のモニタリングにおいて、実施状況を確認します。

対策完了後も、今回と同様の事故を起こすことのないよう、再発防止に向けて、県及び運営権者が連携し、安全・安心な水道水の安定供給に努めます。